

佐賀県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十月十六日から平成二十四年十一月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 広滝大和富士線	神埼市脊振町鹿路字平一四二八番地先から 神埼市脊振町鹿路字平一三五四番四五地先まで	前	一〇・四	五八・三
		後	七・八	五八・三
	神埼市脊振町鹿路字北谷一四三九番二地先から 神埼市脊振町鹿路字北谷一四三九番四地先まで	前	一四・八	六三・四
		後	一二・六	六二・九